

開発 0112 第 21 号
令和 6 年 1 月 12 日

新潟労働局長 殿
富山労働局長 殿
石川労働局長 殿
福井労働局長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震への対応について (人材開発関係)

令和 6 年能登半島地震による被災者等に対する対応として、別添 1 のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて、別添 2 のとおり新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事あて通知したので、貴職においても御了知いただくとともに、取扱に遺漏無きようご配慮願いたい。

開発 0112 第 19 号
令和 6 年 1 月 12 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震への対応について (人材開発関係)

令和 6 年能登半島地震による被災者等に対する対応として、下記について御了知
いただくとともに、実施等について遺漏無きようご配慮下さい。

なお、本件写しについては、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、
新潟労働局長、富山労働局長、石川労働局長及び福井労働局長あて通知しているこ
とを申し添えます。

また、後日、下記に掲げる措置の利用状況等について照会させていただくことを
考えておりますので、予めご承知おき下さい。

記

1 被災地支援のための独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業
能力開発施設の借用等

被災地域 (令和 6 年能登半島地震に伴い災害救助法の適用を受けている地域を
いう。以下、同じ。) 及びその周辺地域の公共職業能力開発施設 (別添参照) につ
いて、地方公共団体等から施設の借用等の要請・相談があった場合には、積極的
に協力されたい。

2 公的職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

被災 (令和 6 年能登半島地震に伴うものをいう。以下、同じ。) した公共
職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者訓練の休
校、継続又は中止については、施設の被災状況や当初予定訓練実施期間内
における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を
行うこと。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長しても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あつせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、平成 24 年 3 月 30 日付け能発 0330 第 19 号「職業訓練の運用について」別添「職業訓練運用要領（令和 5 年 3 月 10 日改正）」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取り扱うものとする。

具体的には、訓練受講生の受けた訓練時間が予め定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ 80%に相当する時間以上であり、かつ、訓練受講生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合には、補講を実施せずとも、当該訓練を修了したのものとして扱って差し支えないものとする。

なお、訓練を中止するとした訓練科のうち、令和 6 年 1 月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ 80%以上に相当する時間について、訓練受講生が訓練を受講している場合には、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

追って、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 学卒者訓練を受講する訓練受講生に関する支援について

令和 6 年能登半島地震の影響を受けて家計が急変した世帯の職業訓練を受講する訓練受講生については、令和 2 年 3 月 30 日付け人材開発政策担当参事官通知「学卒者訓練における授業料及び入校料の減額及び免除に係る実施要領準則の制定について」により、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、授業料減免の支援措置を受けることができるため、当該制度の活用を図ること。

また、技能者育成資金融資制度については、労働金庫の窓口において、融資の返済方法等の相談に応じているため、必要に応じて訓練受講生に窓口への相談を促すこと。

(3) 求職者支援訓練の取扱いについて

① 求職者支援訓練の休校、継続又は中止の判断

被災した求職者支援訓練実施機関において実施している求職者支援訓練の休校、継続又は中止については、当該求職者支援訓練実施機関の被災状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体である求職者支援訓練実施機関が、都道府県労働局職業安定部及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「都道府県労働局等」という。）と協議の上、判断を行うこととする。

その際、当初予定訓練実施期間内において補講を行うことができない場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、訓練期間の延長について都道府県労働局等に協議するとともに、公共職業安定所長が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、当該求職者支援訓練実施機関において都道府県労働局等と調整を行うものとする。

② 職業訓練の「修了」の判断

訓練を中止するとした訓練科のうち、令和6年1月末日までに訓練が修了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの訓練時間の80%以上に相当する時間について、訓練受講生が訓練を受講している場合は、訓練を修了したものとして取り扱うことができるものとする。

なお、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(別添)

被災地域及びその周辺地域の公共職業能力開発施設

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

都道府県	施設名	住所
新潟	新潟職業能力開発促進センター	新潟県長岡市住吉3-1-1
新潟	北陸職業能力開発大学校附属 新潟職業能力開発短期大学校	新潟県新発田市新富町1-7-21
富山	富山職業能力開発促進センター	富山県高岡市八ヶ55
富山	北陸職業能力開発大学校	富山県魚津市川縁1289-1
石川	石川職業能力開発促進センター	石川県金沢市観音堂町へ-1
石川	北陸職業能力開発大学校附属 石川職業能力開発短期大学校	石川県鳳珠郡穴水町由比ヶ丘いの45-1
福井	福井職業能力開発促進センター	福井県越前市行松町25-10

連絡先

機構本部(千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2)

求職者支援訓練部訓練企画課 電話 043-213-7249、7189

開発 0112 第 20 号
令和 6 年 1 月 12 日

新潟県知事 殿
富山県知事 殿
石川県知事 殿
福井県知事 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震への対応について (人材開発関係)

令和 6 年能登半島地震による被災者等に対する対応として、下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏無きようご配慮下さい。なお、本件写しについては、新潟労働局長、富山労働局長、石川労働局長、福井労働局長あて通知していることを申し添えます。

なお、後日、下記に掲げる措置の利用状況等について照会させていただくことを考えておりますので、予めご承知おき下さい。

記

1 被災地支援のための独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の借用等

被災地域 (令和 6 年能登半島地震に伴い災害救助法の適用を受けている地域をいう。以下同じ。) 及びその周辺地域の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設について、別添の令和 6 年 1 月 12 日付け開発 0112 第 19 号「令和 6 年能登半島地震への対応について (人材開発関係)」により、同機構理事長あて通知したので、借用等を希望する場合には、同通知の別添に掲げる連絡先まで連絡されたいこと。

2 公共職業訓練の取扱いについて

(1) 施設内の職業訓練の取扱いについて

① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

被災 (令和 6 年能登半島地震に伴うものをいう。以下同じ。) した公共職業能力開発施設内において実施している離職者訓練及び学卒者

訓練の休校、継続又は中止については、施設の被災状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、職業訓練の実施主体が判断を行うこと。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長しても差し支えないものとするが、このうち離職者訓練については、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、被災に伴って職業訓練を受講することができない場合、平成24年3月30日付け能発0330第18号「職業訓練の運用について」別添「職業訓練運用要領（令和5年3月10日改正）」に定める修了要件における疾病その他やむを得ない事由として取り扱うものとする。

具体的には、訓練受講生の受けた訓練時間が予め定めた学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%に相当する時間以上であり、かつ、訓練受講生の保有する技能及び知識が修了に値するものと認められる場合には、補講を実施せずとも、当該訓練を修了したものとして扱って差し支えないものとする。

なお、訓練を中止するとした訓練科のうち、令和6年1月末日までに訓練が終了する予定の訓練科の訓練受講生については、概ね訓練期間を終了していることから、今回の休校開始時点において実施済みの学科及び実技の訓練時間のそれぞれ80%以上に相当する時間について、訓練受講生が訓練を受講している場合には、上記と同様に取り扱うことができるものとする。

追って、職業訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練科においては、職業訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には、資格が付与されないこととなるので留意すること。

(2) 離職者訓練のうち委託訓練の取扱いについて

① 職業訓練の休校、継続又は中止の判断

被災した民間教育訓練機関等において実施している委託訓練の休校、継続又は中止については、当該民間教育訓練機関等の被災状況や当初予定訓練実施期間内における職業訓練の修了可能性等を考慮し、

職業訓練の実施主体である県が判断を行うこととする。

その際、当初予定訓練実施期間内において休校期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長することとしても差し支えないものとするが、この場合、委託訓練の契約期間が変更となる場合があるとともに、公共職業安定所が行う受講あっせん期間の変更を行う必要があるため、実施主体において都道府県労働局職業安定部と調整を行うこと。

また、委託訓練期間の変更を行った場合でも、訓練総時間が増えるものではないことから、委託額は変更にはならないこと。

なお、委託訓練で休校を措置したのち職業訓練を再開するに当たり、単年度契約である訓練について訓練期間を延長することによって年度を跨ぐこととなる場合、会計年度の原則から、今年度に実施した分の経費は確定精算を行い契約を完了した上で、年度を超えて要する訓練経費については新たにその分の契約を締結すること。

② 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、(1) ②と同様に取り扱うこと。

(3) 離職者訓練のうち障害者の委託訓練の取扱いについて
(2)と同様に取り扱うこと。

(4) 普通課程の普通職業訓練及び専門課程の高度職業訓練を受講する訓練受講生に関する支援について

令和6年能登半島地震の影響を受けて家計が急変した世帯の職業訓練を受講する訓練受講生については、令和2年3月30日付け人材開発統括官通知「都道府県立職業能力開発校等における授業料等減免措置の実施について」により、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、授業料減免の支援措置を受けることができるため、当該制度の活用を図ること。

また、技能者育成資金融資制度については、労働金庫の窓口において、融資の返済方法等の相談に応じているため、必要に応じて訓練受講生に窓口への相談を促すこと。

3 認定職業訓練の取扱いについて

(1) 認定職業訓練の中止又は中断の判断

被災した事業主等が実施している認定職業訓練の中止又は中断については、施設の被災状況や当初予定訓練実施期間内における認定職業訓練の修了可能性等を考慮し、認定職業訓練の実施主体である事業主等が、都道府県と相談の上、判断を行うこと。

その際、当初予定訓練実施期間内において中断期間中の補講を行うことができない場合、訓練期間を延長しても差し支えないものとするが、その判断にあたっては都道府県と相談すること。

なお、中断後、認定職業訓練を再開するに当たり、訓練期間を延長することによって年度を跨ぐこととなる場合、会計年度の原則から、今年度を実施した分の経費は今年度の補助対象経費とし、年度を超えて要する訓練経費については次年度の補助対象経費とすること。

(2) 職業訓練の「修了」の判断

職業訓練の「修了」の判断については、2 (1) ②と同様に取り扱うこととして差し支えないこと。

(3) 認定訓練助成事業費補助金の補助対象経費の取扱いについて

令和6年能登半島地震の影響により、認定職業訓練を中止又は中断し実施できなかった場合は、令和5年4月20日付け開発0420第2号「令和5年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準について」別紙1「令和5年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準」第2の8に定める「中小企業事業主等の都合によらない災害その他やむを得ない事由」として取り扱うこと。